

令和7年度事業計画

自 令和7年4月1日

至 令和8年3月31日

令和6年度は、政府による「新しい資本主義」「成長と分配の好循環」「賃金と物価の好循環」の実現に向けた取組み等もあり、高水準の賃上げが実現し、デフレ脱却に向けた歩みが着実に進んでおり、我が国の経済は、価格や賃金を指標として、労働や資本が動くという、市場経済が本来持っている力強さを取り戻しつつある。

一方で、欧米における高い金利水準の継続や中国における不動産市場の停滞の継続に伴う影響など、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっており、物価上昇、世界情勢、金融資本市場の変動等の影響も懸念されるところである。

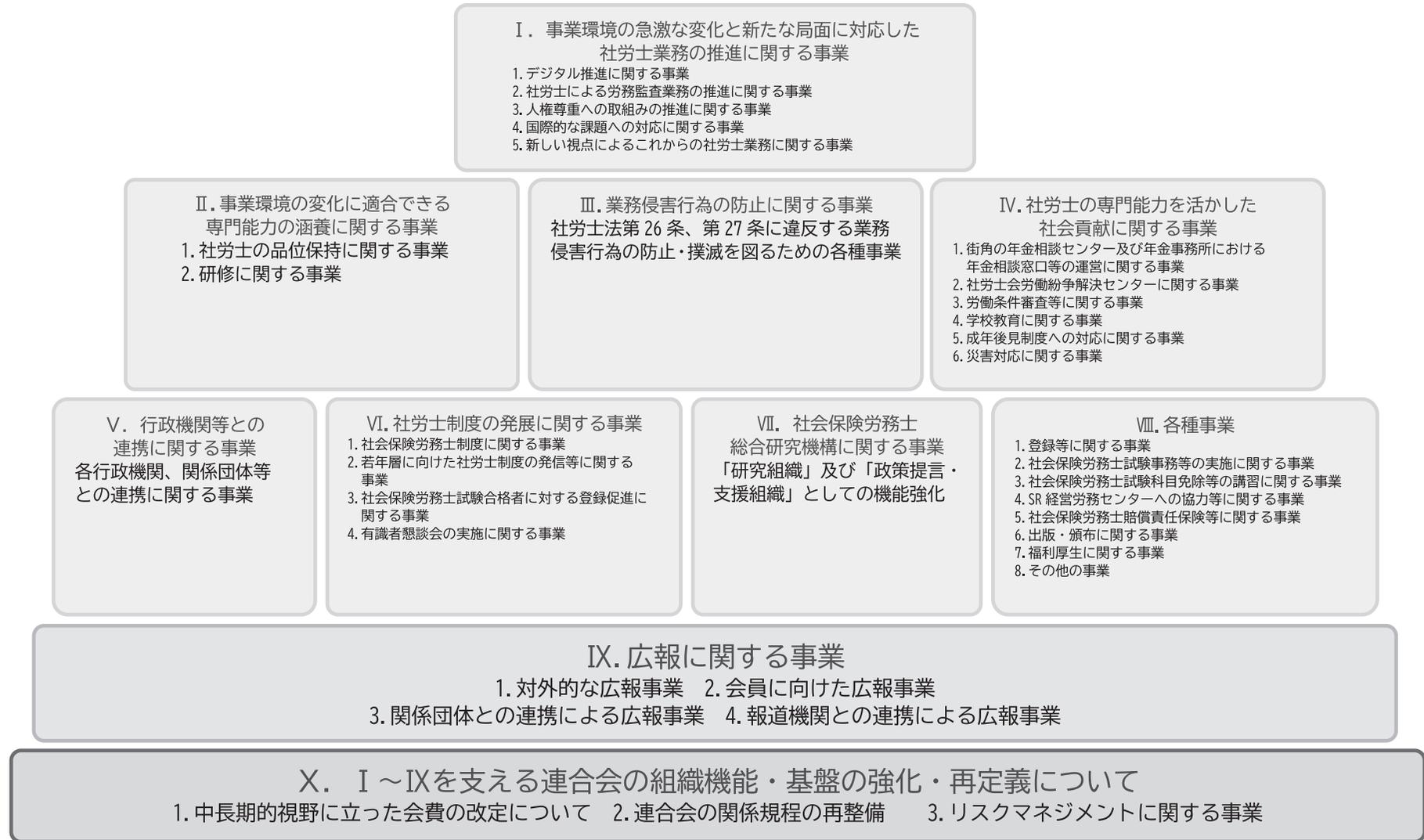
このような状況の中で、現在、我が国社会は、高齢化、人口オーナス現象が一層進展し、いわゆる第4次産業革命の到来によって、デジタルトランスフォーメーション（DX）の時代を迎えており、政治、経済、社会情勢のすべてにおいて更なる変革がなされる転換期であるとの認識のもと、我々社会保険労務士（以下「社労士」という。）は、従来の価値観にとらわれず、新たな視点で事業主、労働者双方に対して、その社会的使命として果たすべき役割が増大しているところである。

こうした状況において、我々社労士が国民の期待と信頼に応えるため、令和7年通常国会において、使命規定の創設をはじめとする第9次社会保険労務士法改正が成就すべく、全国社会保険労務士政治連盟の協力を得て、引き続きあらゆる活動を展開していくこととする。

また、令和6年度に実施した「社労士実態調査」及び「開業社労士の業務スタイルの変化に関する調査」の結果を踏まえ、社労士を取り巻く環境の変化を的確に捉え、次の大きな節目となる60周年に向けて、社労士制度の更なる発展に資する施策を講じるとともに、その実現に向けた取組みを推進する。

さらには、全国社会保険労務士会連合会（以下「連合会」という。）のコーポレートメッセージである「人を大切にする企業」づくりから「人を大切にする社会」の実現に向けて、デジタル推進を基軸とする社労士業務の推進に関する事業、社労士による労務監査業務の推進に関する事業をはじめ、社労士制度の更なる発展に資する10項目に類型した各種の事業に着実な成果が得られるよう都道府県社会保険労務士会（以下「都道府県会」という。）とともに、使命感を持って各種事業を展開することとする。

令和7年度の事業計画全体像&関連図



I. 事業環境の急激な変化と新たな局面に対応した社労士業務の推進に関する事業

1. デジタル推進に関する事業

- (1) 多様な働き方の進展に伴う労働時間に関する国民意識の向上に即して政府の労働時間情報開示の検討が進められている状況に鑑み、社労士業務システムを提供する業界団体等との協議で推進してきた「法定帳簿等（労働者名簿、賃金台帳、出勤簿、年次有給休暇管理簿等）のデータ標準化プラットフォーム」をインフラとした情報開示の仕組みを提唱し、企業の適法な労働時間・処遇等を明らかにした最適な職場環境の構築を支援する。
- (2) 労務管理データをクラウドサービスに保管する業務形態が浸透するなか、経済産業省等が検討するサプライチェーン評価制度において社労士が中核的役割を担うことで同省等の施策に協力する。また、社労士事務所が自らの情報セキュリティを見直し、巧妙化するサイバー攻撃等に耐えうる強靱な体制を確保するため、SRPⅡ認証制度で採用している特定個人情報保護評価書ひな形を最新の情報セキュリティ対策基準に更改する。
- (3) 電子申請の更なる活用促進に資するため、国家資格等情報連携・活用システム（以下「国家資格システム」という。）の機能を最大限に引き出す方策を図る。具体的には、社労士のデジタル資格者証を活用した提出代行証明及びマイナンバーカードを使用する電子申請を実現するための関係行政機関との調整を行う。併せて、厚生労働省及びデジタル庁並びに関係機関との電子申請利活用促進を目指した定期協議を実施する。
- (4) クラウド型の国家資格システム導入を契機に、都道府県会及び連合会の情報セキュリティ対策は必至となったことから、事務局業務の基盤となる会員情報を適正に管理・運用するための情報管理に関する研修等を実施し事務局職員のセキュリティ意識の向上を図る。

2. 社労士による労務監査業務の推進に関する事業

- (1) 経営労務監査マニュアルに基づき監査基準の適切な運用を進め、あわせて苦情受付機関等の整備に向けた取組みを進める。
また、経営労務監査を多くの社労士が実施できるよう研修会の企画・実施に向けた取組みを進める。
経営労務監査、都道府県会での労働条件審査の活動、企業主導型保育施設における労務監査、医療機関評価制度にかかる労務管理サービス業務及び登記簿等の公開に関する事務（乙号業務）に入札参加する民間事業者の労働社会保険諸法令の遵守状況にかかる調査など、社労士が労務監査の業務として展開している各種事業の位置づけを整理し、その内容に応じた周知広報、利用促進活動を展開する。

(2) 社労士診断認証制度に関して、当該診断を受診した企業は、自社の職場環境改善の取組み等について、国家資格者である社労士による客観的な認証を得ることができるとともに、診断認証制度の特設サイトに企業PRや求人情報の掲載が可能となる等の利点及び優位性があることを会員に周知することで、当該診断に取り組む会員数の増加を推進する。

また、労働及び社会保険に関する専門家として唯一の国家資格者である社労士が診断を行うことの有用性を追求し、非財務情報開示の流れにも十分に対応していることを広くアピールするために、金融機関の団体等、各種関係機関との連携によるセミナーを開催するなど、認証企業数を拡大するための周知広報を行うとともに、多様な業種のニーズに対応するため、企業の特性に沿った診断を推進する。

さらに、社労士診断認証制度が活用されるよう制度の有効な活用が見込まれる金融機関の団体等、各種関係機関に積極的な働きかけを行う。

(3) 経営労務監査等の社労士が労務監査の業務として展開している各種事業及び社労士診断認証制度の礎となる企業における就業規則・法定帳簿等の整備に資する活動を行う。

3. 人権尊重への取組みの推進に関する事業

(1) 国際労働機関（ILO）との協力覚書（MOC：Memorandum Of Cooperation）により、企業等の活動における人権尊重の指針である国連「ビジネスと人権に関する指導原則」を原理原則とした人権尊重への取組みを国内の企業、とりわけ取組みがこれから期待される中小企業、小規模事業者に向けてさらに強力に推進する。具体的には、一般社団法人日本繊維産業連盟（JTF）、一般社団法人電子情報技術産業協会（JEITA）及び一般社団法人日本自動車部品工業会（JAPIA）等産業団体からの傘下企業への支援依頼や「東京都社会的責任調達指針」が適用されるなど地方自治体においても人権を配慮した公共調達を開始されることを踏まえ、企業における人権尊重の取組みの推進を的確に支援できる「ビジネスと人権」推進社労士（以下「BHR推進社労士」という。）を引き続き養成するとともに、BHR推進社労士の活躍に向けた支援を実施する。

(2) 企業における人権尊重の取組みについて、社労士が重要な役割を担うことが可能であることを「EXPO2025大阪・関西万博」を通じて国内及び世界に向けて発信するため、大阪会をはじめ近畿地域協議会と連携し対応する。

(3) 「全国社会保険労務士会連合会人権方針」に基づいて、連合会における人権デューデリジェンスを引き続き実施し、取組み状況を随時公表するとともに、都道府県会においても効果的に実践されるための措置を講ずる。

4. 国際的な課題への対応に関する事業

世界における社労士類似制度との比較研究及び他国への社労士制度の導入支援に取り組むことは、日本の社労士制度の地位向上及び社労士制度の拡張性に資するため、以下の事業を展開する。

- (1) 国際労働機関（ILO）、連合会が準会員となっている国際社会保障協会（ISSA）等の国際機関、インドネシアやベトナム等の各国政府機関及び厚生労働省等の国内政府機関における国際事案等の渉外を行う。
- (2) 独立行政法人国際協力機構（JICA）及び各国政府機関等との連携による社労士制度の導入支援を行う。
- (3) 独立行政法人日本貿易振興機構（JETRO）等との連携により外国人材雇用に関する社労士ブランドの更なる向上のための施策について検討・実施を行う。
- (4) 国際社会に求められる社労士業務の開発について、世界労働専門家協会等の国際関係機関との意見交換をし、引き続き国際労務監査基準の策定等を見据えた議論を行う。
- (5) 国際機関等から、日本の労働及び社会保障制度や社労士制度に関する調査・研究を目的とした職員派遣の受け入れ及びヒアリング要請等があった際には、社労士事務所又は顧問先等の視察を実施するなど引き続き協力する。

5. 新しい視点によるこれからの社労士業務に関する事業

現代のビジネス環境の急速な変化に対応し、社労士がAI時代においても引き続き価値を提供できる存在であり続けるため、社労士業務へのAIの活用を前提とした会員の意識の変革とその醸成を促していくための取組みを展開する。

また、AIを実装した企業においても「企画発想力や創造性」、「人間的資質」は従業員に求める能力として必要な資質と考えられ、業務遂行能力、創造性、人間的資質等はどうのような仕事に就いていても求められる能力であるため、AIが普及し業務の自動化が進む社会においても、これらの基礎的な能力の重要性は変わらないことを踏まえ、AIの普及を見据えた業務開発を進める。

II. 事業環境の変化に適合できる専門能力の涵養に関する事業

1. 社労士の品位保持に関する事業

社労士は、他の士業と同様に、国家資格者として、より高いレベルでの職業倫理が求められることから、受講を必須とする倫理研修の内容及び実施方法等の見直しに加え、要望、苦情等の内容の分析を行うとともに、会員の倫理に対する自覚の高揚を図るために、あらゆる機会を捉えて職業倫理維持に資する取組みを推進する。

社労士による不適切な情報発信に関するサイトの検索システムを活用し、不適切な情報発信に対する指導及び牽制を行う。

2. 研修に関する事業

社労士に求められる専門能力を発揮し、その社会的使命を果たすために必要な専門知識の涵養等を目的として、学術的・実学的観点から労働、人事労務、社会保障の3分野をはじめとする研修の充実を図るとともに、研修体系の再構築に向けた検討を進める。

また、地域協議会及び都道府県会から任意で提供される研修コンテンツの共有化の推進を引き続き行う。

Ⅲ. 業務侵害行為の防止に関する事業

専門知識のない非社労士が社労士の独占業務を行うことによって、一般国民は甚大な被害を受けることが想定されることから、業務侵害行為に対しては、都道府県会と連携し、業務監察実施要綱に基づく厳正な対応を実施する。

また、業務侵害サイトの検索・監視等を行うシステムを活用した業務侵害の内容等を分析し、分析結果を踏まえて未然防止に向けた取組みを進めるとともに、発生した事案に対して都道府県会が共通した対応を行うことができるよう支援を行う。

さらに、連合会ホームページ等様々な媒体を活用し、社労士の独占業務に関して国民向けに広報活動を行うとともに関係機関と連携した周知活動等を通じて、業務侵害行為の防止を図る。

IV. 社労士の専門能力を活かした社会貢献に関する事業

1. 街角の年金相談センター及び年金事務所における年金相談窓口等の運営に関する事業

(1) 街角の年金相談センター（オフィスを含む。以下「街角センター」という。）の運営業務については、引き続き、街角センターの理念である「身近に顔と顔が見える安心、そして、信頼」のもと、お客様と対面による年金相談を行うことで街角センターと国民との信頼関係の醸成を図り、街角センターの適正かつ円滑な運営を着実に実施する。

また、年金事務所における年金相談窓口等の運営業務については、今後も本運営業務を円滑に実施するために日本年金機構の協力のもと連合会と都道府県会が連携を密にして年金事務所等における年金相談業務の充実を図り、国民の負託に応える。

(2) 街角センター及び年金事務所等における年金相談に携わる相談員等の処遇改善や育成、相談スキルの維持・向上のための研修等の充実などを実施するため日本年金機構と協議し、必要な予算の確保等を図る。

特に、街角センターにおいては年金相談スキルを持った相談員等（職員）の採用が年々厳しくなっていることから、街角センター内で相談員等（職員）を育成（社労士を職員として採用することを含む。）する。また、年金相談スキルを持った社労士の育成のため、日本年金機構と連携して連合会や都道府県会で実施する年金相談実務者研修等の充実を図るとともに、年金事務所等において年金相談に携わる相談員（社労士）の現地研修（OJT）については窓口装置（WM）の操作方法の習得を含めて、その充実を図る。

(3) 街角センターの運営業務を適正に実施するため、都道府県会との連携を強化して街角センターに対する指導監査（自主点検）を行うとともに、日本年金機構をはじめ、関係機関との連携を図り、公的年金の制度改正等に迅速かつ適切に対応する。

2. 社労士会労働紛争解決センターに関する事業

社労士会労働紛争解決センター（以下「解決センター」という。）の利用促進を図るため、都道府県会の総合労働相談所と解決センターの連携強化に向けた情報共有を一層進める。

また、社労士が紛争の未然防止に尽力する一方で、紛争に至った案件については、特定社労士が解決に携わることができるよう、国民に向け、連合会と都道府県会が連携した広報活動を展開する。具体的には、解決センターは、労働社会保険諸法令及び労務管理に関する国家資格者である社労士が運営しており、行政型ADR機関の休日及び時間外にも期日の開催が可能であることや、複数回の期日開催が可能であること等、柔軟に対応していることを国民に向けて周知及び利用促進を図る。

同時に、都道府県会設置の解決センターの運営に携わるあっせん委員及び事務局職員の育成・研修、代理人となる特定社労士のフォローアップのための研修を推進する。

さらに、都道府県会の解決センターの運営にかかる実態把握、ODR（Online Dispute Resolution）導入に関する情報等解決センター事業促進に関連する各種情報収集を行うとともに、都道府県会の解決センターへ情報提供を行う。

3. 労働条件審査等に関する事業

自治体等からの要請により都道府県会が行う労働条件審査事業の普及促進及び適正な実施に協力するため、労働条件審査に関するこれまでの導入実績状況を整理するとともに、好事例等を含めた情報提供を行う。

4. 学校教育に関する事業

社会貢献事業として社労士が行う出前授業などの学校教育活動を通じて、次代を担う世代が安心して働けるように働くときのルールや労働・社会保障制度の意義について伝えることを目的とした教材を作成する。

また、都道府県会における学校教育に関する事業を支援するため、教材を提供するとともに、都道府県会の活動実績等の情報提供を行う。

5. 成年後見制度への対応に関する事業

- (1) 都道府県会における成年後見活動を支援するため、研修教材の作成・提供を行う。
- (2) 社労士による成年後見活動の意義を広く伝えるための活動及び都道府県会の実情に応じた活動に資するための情報共有等を行うとともに、都道府県会の活動状況を把握するための仕組みの構築について検討する。
- (3) 成年後見人としての社労士の活用が促進されるよう、最高裁判所はじめ関係機関に継続して働きかける。

6. 災害対応に関する事業

地震、津波、台風、水害をはじめとする突発的な災害が発生した際に、大規模自然災害等対策本部において被災地の都道府県会との連携のもと、状況を勘案のうえ、必要な支援等時宜に合った対応を迅速に決定し、取り組む。

V. 行政機関等との連携に関する事業

国民の期待に応えるため、行政機関等と連携・協力し、以下の事業を行う。

1. 厚生労働省との連携に関する事業

- (1) 厚生労働省が進めている長時間労働の是正、同一労働同一賃金の実現、病気の治療、子育て及び介護等と仕事の両立、テレワークによる柔軟な働き方、生産性向上による賃金引上げなどの労働分野に関する施策並びに適正で円滑な公的年金制度及び健康保険制度の運営などの社会保険に関する施策について、引き続き必要な協力を行う。
- (2) 厚生労働省の委託事業である「令和7年度中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業」について、仕様書に定められた事業内容を適正かつ円滑に実行する。
- (3) 年金制度改正法における被用者年金保険の適用拡大に関し、厚生労働省年金局が実施する「被用者保険の適用拡大に伴う専門家活用支援事業」に協力する。
- (4) 医療法改正において、地域医療の確保や集中的な研修実施の観点から、やむを得ず高い上限時間を適用する医療機関を都道府県知事が指定する制度が創設されたことに伴う医療機関の評価事業について、引き続き必要な支援を行う。

2. 日本年金機構及び全国健康保険協会との連携に関する事業

街角センターや年金事務所等における年金相談業務の円滑な運営等に資するため、日本年金機構との定期的な会議等を通じて、事業の実施状況や契約内容に係る課題等について協議・連携を図る。

また、全国健康保険協会と連携を図り、健康保険制度の適正かつ円滑な運営に資する施策の周知等に協力を行う。

3. 内閣府との連携に関する事業

新しい資本主義、女性活躍、男女共同参画、全世代型社会保障構築など、社労士の専門分野と関わる分野の施策について、必要とされる協力を行う。

4. こども家庭庁との連携に関する事業

こども家庭庁が公益財団法人児童育成協会に委託している企業主導型保育事業における労務監査業務に関し、監査の均質化を図るなど事業を適正に運営するとともに、新たに参加する県会に対して、円滑に事業実施できるよう蓄積された実績等をもとに情報提供を行う。

5. デジタル庁との連携に関する事業

国家資格システムの利用促進及び利便性向上に資するための提言を行う等、マイナンバーカードの利便性向上に関して、社労士の知見に基づいた協力を行う。

6. 総務省との連携に関する事業

マイナンバーカードの普及、テレワークの推進等、社労士の専門分野と関わる分野の施策について、必要とされる協力を行う。

7. 法務省との連携に関する事業

登記簿等の公開に関する事務（乙号業務）に入札参加する民間事業者の労働社会保険諸法令の遵守状況にかかる調査について、法務省からの依頼に応じて引き続き協力する。

8. 経済産業省及び中小企業庁等との連携に関する事業

- (1) 連合会の「ビジネスと人権」に関する取組みへの理解を広めるとともに、経済産業省と連携し、中小企業・小規模事業者に向けた「ビジネスと人権」の広報・研修の実施を通じて、中小企業・小規模事業者への人権尊重の取組みを推進する。
- (2) 繊維業における特定技能外国人を受け入れる際の追加4要件の一つである「国際的な人権基準に適合し事業を行っていること」を満たすことが認められるための制度の一つとして、経済産業省が策定した繊維業の監査要求事項・評価基準「JASTI (Japanese Audit Standard for Textile Industry)」に基づく第三者監査制度（以下「JASTI監査」という。）について、JASTI監査に対応可能な監査員を養成するとともに、同監査制度の一部の運営に協力し、事業として開始する。さらに、JASTI監査の制度改善や運営向上を図るため、経済産業省及び日本繊維産業連盟等と意見交換を行う。

- (3) 社労士による中小企業支援を推進するため、引き続き経済産業省及び中小企業庁との連携を図り、都道府県会の協力を得て必要な施策に協力する。
- (4) 中小企業の事業活動を支援するために都道府県会が日本政策金融公庫と連携して実施するセミナーの円滑な実施を図るため、当該セミナーに使用するテキストを作成し、都道府県会に配布する。
- (5) 経済産業省設置の産業サイバーセキュリティ研究会で検討されているサプライチェーン強化に向けたセキュリティ対策評価制度の構築に資するための支援を行う。また、生成AI基盤モデル開発促進を目指し経済産業省が運営するプロジェクトに関して協力を行う。

9. 国土交通省との連携に関する事業

国土交通省が進めている建設業の社会保険加入の徹底及び技術者の更なる賃金上昇、建設業及び自動車運転の業務の時間外労働時間上限規制の適用開始に伴う長時間労働の抑制に向けた環境整備等を徹底するため、同省及び各地方整備局と連携し、都道府県会の協力を得て、各種施策について協力する。

10. 農林水産省との連携に関する事業

農林水産省が実施する農業経営人材の育成、農作業安全、農業法人等への労災加入促進、漁業・養殖業における労務管理等にかかる各種施策に積極的に協力する。

11. 金融庁及び金融経済教育推進機構との連携に関する事業

金融庁及び金融経済教育推進機構が進めている、職域での金融経済教育等の各種施策について、従業員の新規採用、人材確保・定着やリテラシー強化等の人的資本の観点から協力する。

12. 政府・行政機関等への対応・提言に関する事業

- (1) 政府等からの要請に応じ、社労士の専門的知見を活かすことのできる分野に関する審議会、委員会等に委員として参画する。
- (2) 審議会・委員会等に参画した委員等から、適宜審議内容や政府の方針等の情報を収集するほか、情報交換会等を定期的で開催して、連合会の事業運営に活用する。

- (3) 労働・雇用・年金・医療・介護等、国民の生活に密着し、社労士が関与すべきテーマに関する動向について常に情報収集・分析を行い、タイムリーに広く意見表明や見解発表等を行う。また、規制改革推進会議等における社労士業務に関わる議論について注視し、状況に応じ必要な施策を迅速に講ずる。

13. 地方自治体との連携に関する事業

都道府県及び市区町村の実施する事業のうち、社労士としての知見を活かすことのできる内容であるものについては、積極的に連携・協力する。

14. 関係団体との連携及び交流に関する事業

- (1) 全国中小企業団体中央会と連携している中小企業への経営労務支援の対応、日本医師会と連携している医師の働き方改革及び医療機関の評価事業（労務管理サーベイヤー更新対応等）への対応、さらには全国労働保険事務組合連合会との協力関係を強化する等、各種団体と連携して、個別具体的な要請などに対応する。
- (2) 日本司法支援センター（法テラス）に寄せられる社労士の専門分野に関する相談について、解決センター及び都道府県会の総合労働相談所を紹介できるよう連携を図る。
- (3) 社労士制度に対する理解と協力を求めるため、労使関係団体及び士業関係団体等と積極的に交流を行う。

15. その他

紛争調整委員会委員、労働委員会委員、民事調停委員、司法委員及び行政相談委員等について、引き続き多くの社労士が委嘱されるよう、都道府県会の協力を得て、必要な施策を実施する。

VI. 社労士制度の発展に関する事業

1. 社会保険労務士制度に関する事業

法的な側面も含めて社労士制度の発展に向けた検討を引き続き行う。

2. 若年層に向けた社労士制度の発信等に関する事業

社会保険労務士試験受験者層のうち特に若年層の割合を高めるため、社労士制度の魅力を伝えることにより、大学生の割合を現在の1%台から10%程度まで高めることを目指し、同時に20歳代の割合についても10%程度から20%程度まで高めていくため、大学生に向けたインターンシップ制度の活用等の更なる施策を講じるとともに、様々な媒体を活用した広報活動の取組みを強化する。

3. 社会保険労務士試験合格者に対する登録促進に関する事業

社会保険労務士試験合格後、登録準備を行っている者に対する登録促進策として、社労士業務の将来性を発信することにより、早期に新規登録を行うことができるよう更なる支援を行う。

4. 有識者懇談会の実施に関する事業

社労士制度における運営上の諸問題について、有識者の専門的知見に基づいた意見、提言等を得るべく、「社会保険労務士制度に関する有識者懇談会」を実施し、その知見に基づいた議論を通じ様々な観点から、社労士制度のより適切な制度運営に資するべく意見交換を行う。

Ⅶ. 社会保険労務士総合研究機構に関する事業

労働・社会保障政策の円滑な実施に寄与するとともに、事業の健全な発達と労働者等の福祉の向上に資する活動について、学術的研究及び実務に基づく研究を行うことを目的に、「研究組織」及び「政策提言・支援組織」としての機能強化と幅広い人材活用により、シンクタンク機能と政策提言力の更なる充実を図るとともに、以下の施策を行う。

- (1) 令和5年度に策定した「社労士未来戦略シナリオ2030」並びに令和6年度に実施した「社労士実態調査」及び「開業社労士の業務スタイルの変化に関する調査」の結果を踏まえて、持続可能な社労士制度及び社労士業務の在り方並びに社労士業務の拡張可能性及び魅力向上等に向けて、研究を行う。
- (2) 社会や国民のニーズと課題を先見し、社労士の使命を果たすため、社会課題等をテーマとした会員向け調査を行い、その結果について分析・検討し、対外的に発信する。また、昨年度に引き続き、学術研究や政策提言を行うシンクタンクとしての機能を強化し、中長期的に組織体制の充実化を図る。
- (3) 都道府県会及び社労士から定期的に意見を募集し、労働・社会保障全般及び人事・労務管理に関する政策提言を実施する。
- (4) 昨年度実施した「社労士関与先企業における労使コミュニケーションに関する調査」結果を分析する等調査・研究を引き続き行うとともに、研究成果を対外的に発信する。
- (5) 社労士の学術的知見の共有を図ることを目的に、研究成果を対外的に発信する機会を設け、引き続き、社労士社会政策研究会及び社労士研究助成制度を実施するとともに、その一層の充実化を図る。
- (6) 社労士制度の現在の姿を大局的観点から俯瞰するとともに、直近の活動状況を分析し、将来の展望を描くための検討に資するべく、引き続き「社会保険労務士白書」を発行する。また、国民に向けて、社労士制度のより一層の理解促進及び社労士制度の更なる定着化を図るため、関係行政機関及び関係団体並びに全国の大学等への配布等を行う。
- (7) 大学等の研究機関から、社労士に対する意見聴取等の協力要請がなされた場合、都道府県会と連携し適切に対応する。
- (8) 社労士業務に関する分野において学術的な見識を高め、理論構築を行うとともに、社労士の社会的評価をより一層向上させるため、明治大学大学院経営学研究科への推薦制度をはじめ、連合会、地域協議会及び都道府県会において実施される大学院への推薦制度等について、引き続き必要な支援を行う。
- (9) 社会保険労務士総合研究機構と連携して講座を開講する大学について、カリキュラムの企画等の協力を行う。

VIII. 各種事業

上記 I ～ VII の各事業に加えて、社労士制度発展に必要な以下の各事業を行う。

1. 登録等に関する事業

国家資格システムを活用した登録手続のオンライン化（以下「登録オンライン化」という。）の運用が開始されたことに伴い、登録事務を適正に実施すると共に、都道府県会の協力を得て、登録オンライン化の普及促進を図る。

(1) ペーパーレス化の促進

現行の申請書類による各種登録手続を、オンライン手続に移行することで紙資源の節約を実現する。具体的には社労士登録事項変更通知書等の廃止、社労士証票のデジタル化について検討を行う。なお、社労士証票のデジタル化については、国家資格システムで発行されるデジタル資格者証に社労士証票と同等の効力を持たせることが必要となるため、厚生労働省と調整を行う。

(2) 登録オンライン化の普及促進

令和7年度のオンライン申請目標利用率を、初期設定70%、新規登録申請90%、その他の申請60%とし、新規登録者及び会員へオンライン手続の普及施策として、連合会ホームページ、『月刊社労士』、メールマガジン等の各種ツールを活用し広く周知活動を行う。

(3) デジタル庁への意見提案

登録オンライン化利用率の向上のため、デジタル庁への意見提案を行う。具体的には、会員及び都道府県会からの意見・要望をとりまとめ、デジタル庁へ意見提案を行い、今後の国家資格システムの機能改修反映に繋げ、国家資格システムの利便性の向上を図る。

(4) 都道府県会との連携

登録オンライン化利用率の向上のため、連合会で使用している社労士登録会員管理システム（以下「連合会システム」という。）と都道府県会が独自で構築している会員システム等との円滑な連携に資するため、連合会システムの改修を行う。

また、登録事務に関する問合せ対応体制の効率化、国家資格システムの新機能追加の際の説明会の実施等、必要に応じ適宜対応を行うことで都道府県会との連携を強化する。

2. 社会保険労務士試験事務等の実施に関する事業

- (1) 社会保険労務士試験、特別研修及び紛争解決手続代理業務試験について、都道府県会の協力を得て適正に実施する。
- (2) 社会保険労務士試験の受験申込みについて、オンライン申込みの利用者の増加に向け、ホームページ及び受験案内において更なる周知を図るとともに、受験申込者情報の管理等の運用面について適正に実施する。
- (3) 特別研修及び紛争解決手続代理業務試験について、ホームページ及びメールマガジンを活用して更なる周知を図る。

3. 社会保険労務士試験科目免除等の講習に関する事業

社会保険労務士試験に関する試験科目免除のための講習及び2年間の実務経験に代わる講習を適正に実施する。

4. SR経営労務センターへの協力等に関する事業

SR経営労務センターの全都道府県設置を目指し、未設置県会への設立支援を行うとともに、全国SR世話人会と連携を図り、SR経営労務センターの事業推進に協力する。

5. 社会保険労務士賠償責任保険等に関する事業

- (1) 社会保険労務士賠償責任保険制度の安定的な運営と、社労士業界全体の健全性及び信頼性の確保のため、都道府県会、共済会、引受保険会社及び有限会社エス・アール・サービスの協力のもと、サイバーリスク保険（特約）を含む本制度の加入促進と、保険事故の未然及び再発防止に資する施策を実施する。
- (2) 現行の社会保険労務士賠償責任保険制度の課題を引き続き整理し、社労士の業務上のニーズ等を踏まえた今後の保険制度のあり方を検討する。
- (3) 使用者賠償責任保険制度について、社労士及びその関与先事業所を対象とする制度の加入促進に向けた取組みを行う。

6. 出版・頒布に関する事業

社会保険労務六法、社会保険労務士法詳解、社会保険労務ハンドブック、実務相談及び社会保険労務士手帳を頒布する。

7. 福利厚生に関する事業

全国社会保険労務士会連合会共済会において、都道府県会の協力を得て、各種保険の団体契約に基づく福利厚生制度の運営等を行う。

8. その他の事業

その他必要に応じ事業を行うこととする。

IX. 広報に関する事業

1. 対外的な広報事業

社労士ブランドの更なる価値向上につながる広報を念頭に、制度の将来的な発展を見据えて国民に向けた広報活動を展開する。

また、学生等の次代を担う世代を意識した広報について、引き続き推進する。

さらに、社労士制度推進月間、「社労士の日」（12月2日）をはじめとする広報においては、都道府県会の協力を得て、Web、マスメディア、報道機関、関係団体等、あらゆる手段を用いた活動を展開する。

また、連合会が作製する様々な広報ツールを都道府県会と共有し有効に活用するとともに、連合会においても様々な媒体を活用した情報提供を進め、都道府県会の活動状況についても全国的に発信していく。

Web媒体を活用した広報活動については、実施後の効果測定を行い、より効果的な広報活動に向けた検討を行う。

2. 会員に向けた広報事業

連合会及び都道府県会の活動状況並びに時宜にかなった法令改正事項等の有益な情報を迅速に提供するため、引き続き『月刊社労士』の発行、ホームページ及びメールマガジンの運営を行う。特に、『月刊社労士』のデジタル化に向けて、すべての会員がデジタル化された『月刊社労士』を閲覧できる環境を整備する等の具体的な検討を進めるとともに、連合会が主体的に情報発信できる媒体であるメールマガジンについては、登録勧奨を積極的に行う等、合理的で速報性の高い情報発信を具体化していく。

さらに、ホームページについては利用者がより情報を取得しやすくなるよう、アクセス解析等の客観的なデータに基づき利便性の向上を図る。さらに、連合会ホームページの抜本的な見直しを行い、利便性及び安全性の向上を図るとともに、都道府県会が自由に活用できる環境を提供する。

また、会員の一体感の創出、重要な情報を整理して会員に伝達するためには、それぞれの広報媒体の特性を活かした運用が必要となるため、適切かつ的確な広報を展開する。

3. 関係団体との連携による広報事業

関係行政機関、日本年金機構、全国健康保険協会及び労使関係団体等と相互に連携し、社労士のPRを図る。

4. 報道機関との連携による広報事業

プレスリリースの発信とともに、様々な情報発信の機会を増やし、マスメディアとの接触を積極的に行うため、連合会において締結した全国地方新聞社連合会との地域の連携に係る覚書に基づき、都道府県会と地域の新聞社との一層の連携体制の構築に協力するとともに、都道府県会が行う広報事業についての支援を行う。

X. I～IXを支える連合会の組織機能・基盤の強化・再定義について

1. 中長期的視野に立った会費の改定について

社労士制度を将来にわたり持続的に発展させるため、各事業と都道府県会の財政基盤を調整・強化するための支援、交付金等のあり方を抜本から見直し、事業運営の安定化及び事務局機能の強化に寄与すべく、収支の状況を精査するとともに、社会経済情勢、今後の会員数推計も踏まえた検証を行い、令和9年度会費の改定に向けた具体策を決定し、都道府県会に提示する。

また、会費改定の在り方を検討するにあたり、新たに「都道府県会交付金（仮称）」を設ける等の方向で、連合会会費の配分について検討を進めていくこととする。

2. 連合会の関係規程の再整備

連合会の関係規程等について、規程類の制定、改廃及び公布について体系的な整備を行うとともに、適切な管理を図るための対応を進める。

3. リスクマネジメントに関する事業

連合会の事業における危機管理体制の整備を図るとともに、自然災害をはじめ事業の存続に影響するような災害等が発生した場合を想定した対応計画の策定を進め、都道府県会においてこの対応計画を活用した対策が図られるよう、緊急時に備え迅速な対応の確立に向けた支援を行う。